

ドイツ・会計税務ニュースレター

第 33 回 税務

研究開発減税の拡充

2024 年 6 月

はじめに

2024 年 3 月 28 日に発効した成長機会法 (Wachstumschancengesetz)¹により、研究開発減税の範囲が拡充されました。

※ 本稿は、Grant Thornton AG (グラントソントン・ドイツ) が作成したものを、和訳・編集したものです。原文 (英語) は [こちら](#) をご参照ください。

Contents

- ・ 背景
- ・ 対象研究開発費の拡大
- ・ 評価基準額と控除割合の増加
- ・ 控除タイミングの変更
- ・ 研究開発費控除の申請方法

背景

研究開発減税は 2020 年 1 月から導入された「研究開発の助成に関する法律 (Forschungszulagengesetz – FZulG)」によって規定されており、税額控除の形で提供されます。

控除を申請できるのはドイツにおいて課税対象となる企業であり、日系企業のドイツ拠点も含まれます。対象となるのは基礎研究、産業研究及び実験開発に係る研究開発プロジェクトです。市場調査や既存の生産システムの機能向上を目的とするプロジェクトは対象となりません。控除額は、適格研究開発費 (評価基準) に控除割合を乗じて計算されます。

これまで適格研究開発費は、主に研究開発プロジェクトに従事する従業員の人件費 (社内研究開発の場合) および受託者に支払われる報酬の 60% (委託研究の場合) から構成されていました。しかしドイツ国内の研究開発投資を促進する観点から、関連する固定資産の減価償却費を適格研究開発費に含めるほか、評価基準額についても大幅に増額させる旨の改正がなされました。

¹ 成長機会法の概要は [第 30 回](#) ニュースレター参照

対象研究開発費の拡大

2024年1月1日以降に開始する事業年度より、研究開発用固定資産の減価償却費を評価基準額に含めることが可能となりました。2024年3月28日以降に取得した固定資産で、適格な研究開発プロジェクトのみに使用していることが控除の条件となります。資本集約的な研究開発活動を行う企業の場合、控除額の大幅な増加が期待できます。

評価基準額と控除割合の増加

2024年3月28日以降に委託された研究開発プロジェクトの場合、受託者への報酬の70%を適格研究開発費と見なすことができるようになりました²。大企業³の控除割合（25%）を適用すると、最大で委託研究開発費用の17.5%の控除を受けられる計算となります。

また、2024年3月28日以降に発生した適格研究開発費については、評価基準額の上限が年間1,000万ユーロに引き上げられました⁴。同じく大企業の控除割合（25%）を適用すると、最大で年間250万ユーロの研究開発費控除を受けられる計算となります。

さらに、中小企業の税負担を軽減し、同時にイノベーションを促進するという成長機会法の目的に従い、中小企業については控除割合が35%に増額されることになりました。

控除タイミングの変更

研究開発費の控除のタイミングも変更されます。従来は年度の法人税査定書の発行時にのみ控除が認められていましたが、2025年1月1日より、四半期ごとの予定納付額と相殺することが可能となります。

² 2024年3月27日以前に委託された研究開発プロジェクトの場合は60%

³ 大企業は以下3つの基準値のうち2年連続して2つ以上の基準を満たす企業、中小企業はそれ以外をいう

- ・ 売上高 5,000 万ユーロ超
- ・ 総資産 2,500 万ユーロ超
- ・ 従業員 250 名超

⁴ 2020年7月1日以降2024年3月27日以前に発生した適格研究開発費については、上限400万ユーロ

研究開発費控除の申請方法

研究開発費控除を受けるためには、税務申告書の作成の前に、認証機関（Bescheinigungsstelle Forschungszulage – BSFZ）に対して申請書を提出し、適格性の承認を得る必要があります。BSFZでの承認には通常数ヶ月を要します。当該申請書は計画中、進行中、および既に完了した研究開発プロジェクトについても申請することが可能です。プロジェクトの開始前に申請書を提出しなければならないという訳ではありません。

自社の研究開発費が控除対象となるか、早期にチェックをすることをお勧めします。

お問い合わせ先

Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けています。監査・保証業務、税務申告、給与計算、記帳代行、M&A トランザクションアドバイザー、内部統制構築支援、事業戦略コンサルティングなど、各種の会計税務サービスをご提供しています。

担当者



井上 広志 Hiroshi Inoue

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士（日本）

E hiroshi.inoue@de.gt.com

W grantthornton.de

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。